

# 高齢者向け住宅空き家入居者募集

(シルバーピア・高齢者個室借上げ住宅)

## ○募集住宅・戸数

空き家期間を短くするため、事前に入居予定者を登録し、空き家が発生次第、住宅をあっせんします。

**単身用** (単身用の申込資格を確認してください。)

シルバーピア	1DK	8戸
高齢者個室借上げ住宅	1K~1DK	6戸

**二人世帯用** (二人世帯用の申込資格を確認してください。)

シルバーピア	2DK	1戸
高齢者個室借上げ住宅	2K~2DK	2戸

※シルバーピア…高齢者専用設計・建設された集合住宅で、高齢者の身体の特  
性に配慮した構造・設備(バリアフリー)になっています。一部エレベーターが  
ない住宅があります。

※高齢者個室借上げ住宅…区が民間アパートを借り上げて、住宅に困っている高  
齢者の方に提供するものです。一部エレベーターがない住宅があります。

## ○申込受付

受付日	令和8年6月24日(水)~26日(金)
時間	午前9時30分~午後4時00分
場所	墨田区役所8階 82会議室

※会場外に待合スペースが無いため、開始時間前の来庁は恐れ入りますが、  
ご遠慮ください。

※お申込みは受付期間内に、原則として、ご本人がお越してください。

※公的年金源泉徴収票など、令和7年中の収入が分かるものと、ボールペン  
を持参してください。

## ○抽せん

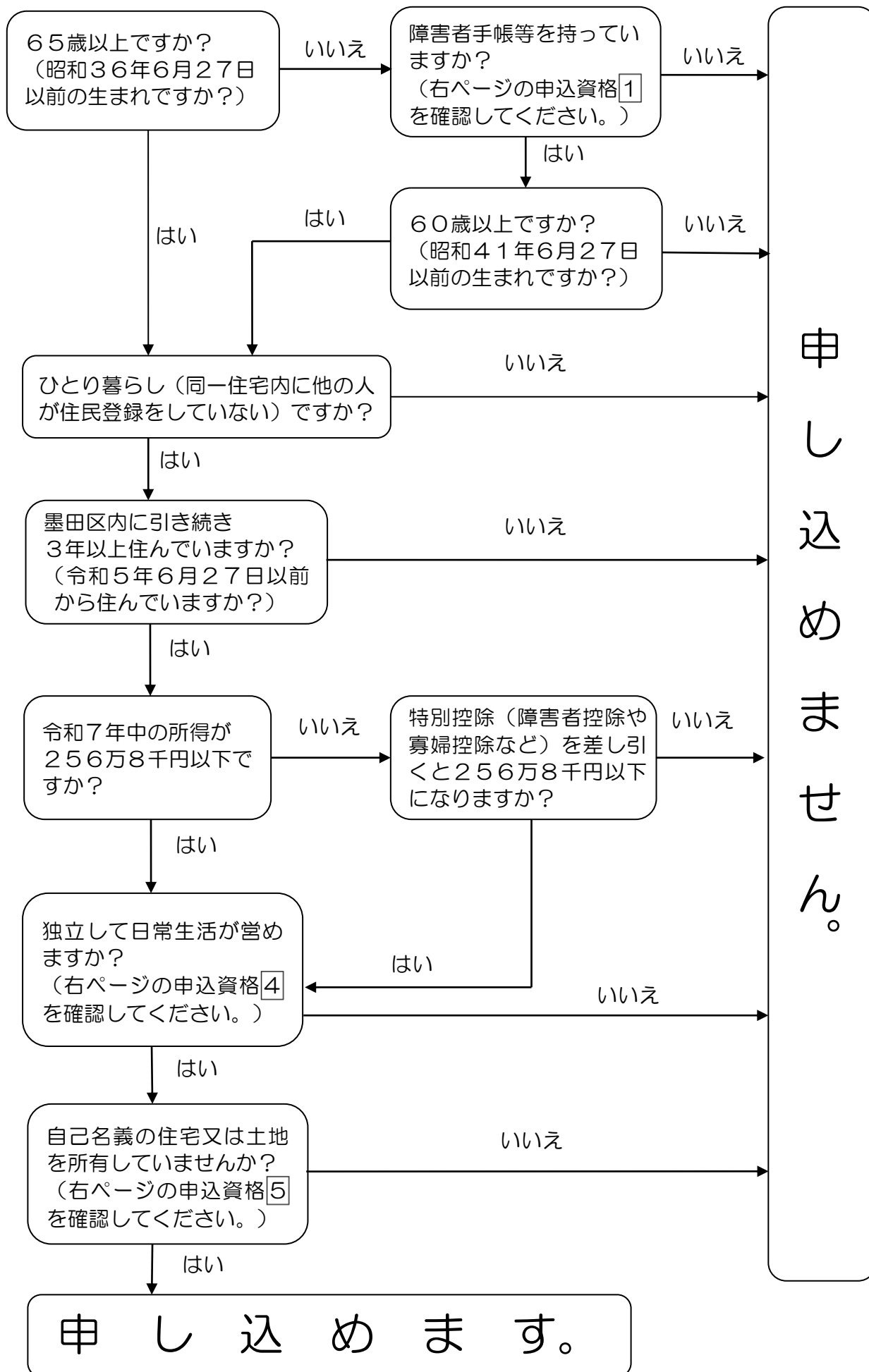
令和8年7月3日(金) 午前10時から

墨田区役所8階 82会議室

※抽せん結果は、申込みされた方全員に通知するため、参加の必要はありません。

# 単身用申込資格

※申し込む前に必ずお確かめください。



## ○単身用申込資格

次の①～⑥全てに当てはまる必要があります。

① 65歳以上（※）（昭和36年6月27日以前の生まれ）の現にひとり暮らしの方

※次の①～③のいずれかに当てはまる場合は、60歳以上（昭和41年6月27日以前の生まれ）の方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者の方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者の方
- ③ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている方

② 墨田区内に引き続き3年以上（令和5年6月27日以前から）お住まいで、住民登録をしている方

③ 令和7年中の所得が、256万8千円以下（月額21万4千円以下）の方

④ 独立して日常生活が営める方

※シルバーピアに限り、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする方で、その心身の状況に応じた介護を受けることにより日常生活を営める方は、申込みできます。

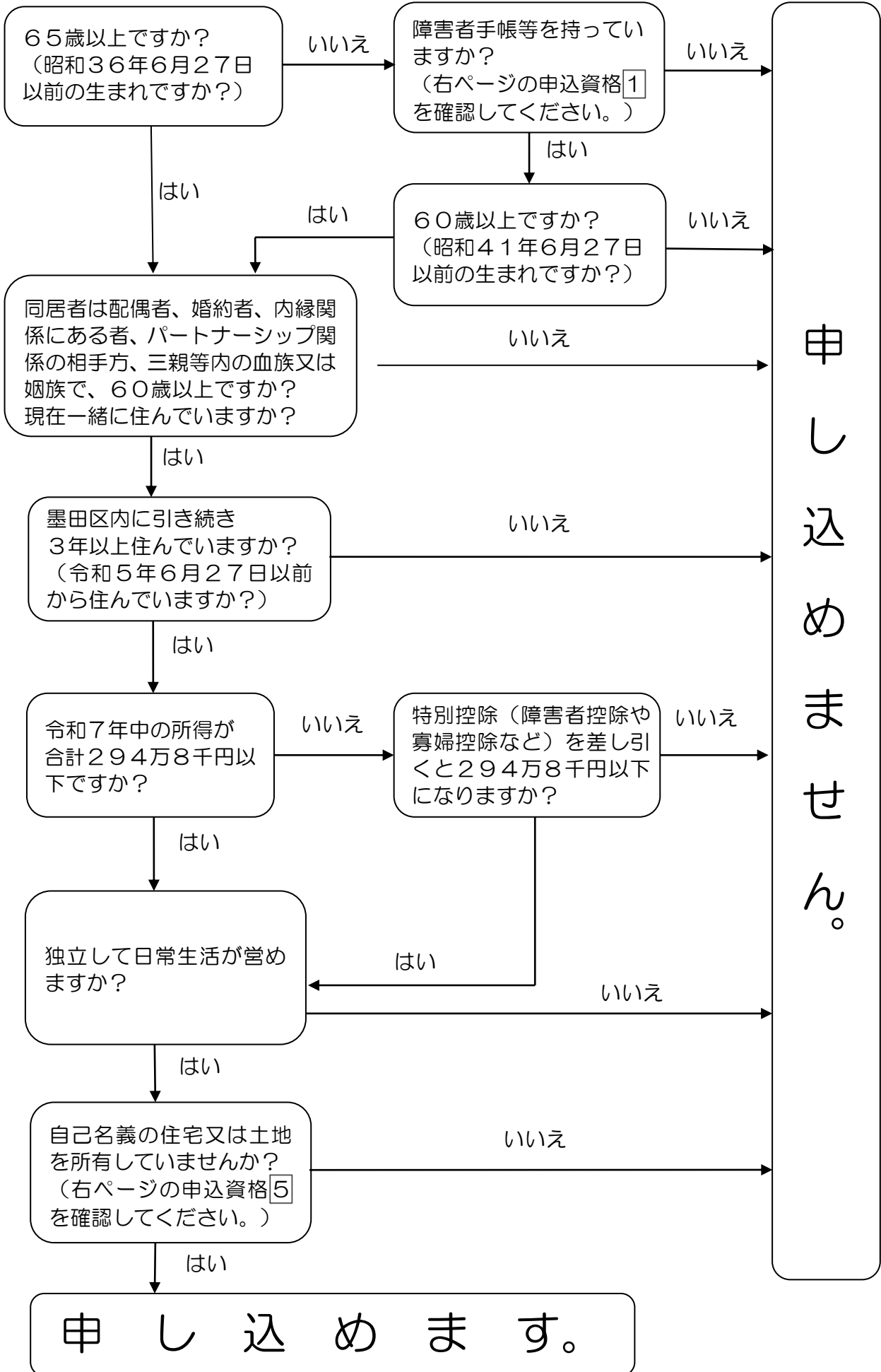
⑤ 現に住宅に困っている方（自己名義の住宅又は土地を持っている方は、原則として申込みできません。）

※自家所有者の方で、所有している住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる場合や、差押えなどによって自家所有者でなくなるなどの理由がある方は、申し込める場合があります。

⑥ 暴力団員でない方

# 二人世帯用申込資格

※申し込む前に必ずお確かめください。



## ○二人世帯用申込資格

次の①～⑥全てに当てはまる必要があります。

- ① 65歳以上（※）（昭和36年6月27日以前の生まれ）の方と、その配偶者、婚約者、内縁関係にある者、パートナーシップ関係の相手方、三親等内の血族又は姻族で60歳以上（昭和41年6月27日以前の生まれ）の方との現に二人暮らしの世帯

※次の①～③のいずれかに当てはまる場合は、60歳以上（昭和41年6月27日以前の生まれ）の方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者の方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者の方
- ③ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている方

※「パートナーシップ関係の相手方」とは、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例施行規則第2条第2項又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。

- ② 墨田区内に引き続き3年以上（令和5年6月27日以前から）お住まいで、住民登録をしている世帯

- ③ 令和7年中の所得が、合計294万8千円以下の世帯

- ④ 独立して日常生活が営める世帯

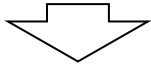
- ⑤ 現に住宅に困っている世帯（自己名義の住宅又は土地を持っている方がいる世帯は、原則として申込みできません。）

※自家所有者の方で、所有している住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる場合や、差押えなどによって自家所有者でなくなるなどの理由がある方は、申し込める場合があります。

- ⑥ 世帯全員が暴力団員でない方

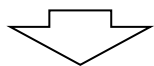
## ○申込みから入居まで

1 抽せん：令和8年7月3日（金）	
シルバーピア	申込者の中から募集戸数と同数を資格審査対象者として選定します。
高齢者個室 借上げ住宅	申込者の中から募集戸数の2倍の数を資格審査対象者として選定します。



2 入居資格審査（面接）：令和8年7月下旬 ※日時は別途通知します。	
シルバーピア	所得や世帯状況等により入居資格を審査します。問題なければ、抽せん順に空き家登録者とします。
高齢者個室 借上げ住宅	所得や世帯状況等により入居資格を審査するとともに、現在お住まいの住宅の困窮度を調査します（必要に応じて職員が住宅を訪問して確認します。）。住宅困窮度合いをポイント化し、合計ポイントの高い順に資格審査対象者の上位半数の方を空き家登録者とします。

※審査結果は、資格審査対象者全員の審査が終わり次第、通知します。



3 住宅のあっせん・入居：空き家が発生した都度		
シルバーピア	単身	空き家が発生した都度、登録順位の高い順に住宅をあっせんします（住宅は指定できません。）。入居の際は、緊急連絡先を記入した請書の提出及び保証金の納付が必要です。
高齢者個室 借上げ住宅	単身 ・ 世帯	

※空き家登録資格は原則2年間有効で、必ず1回は住宅をあっせんします。

## ○住宅使用料等

シルバーピア (単身用)	使用料	15,200円～36,100円
	共益費	1,000円～1,300円（生活保護等受給者は免除）
	保証金	使用料の2か月分
	その他	緊急連絡先が必要
シルバーピア (2人世帯用)	使用料	23,600円～54,200円
	共益費	1,300円（生活保護等受給者は免除）
	保証金	使用料の2か月分
	その他	緊急連絡先が必要
高齢者個室 借上げ住宅 (単身用)	使用料	13,000円～25,500円
	共益費	なし
	保証金	使用料の2か月分
	その他	緊急連絡先が必要 火災保険の加入が必須
高齢者個室 借上げ住宅 (二世帯用)	使用料	17,600円～34,600円
	共益費	なし
	保証金	使用料の2か月分
	その他	緊急連絡先が必要 火災保険の加入が必須

※使用料は所得の額に応じて決まります。また、実収入の額により使用料を減額できる制度があります。

## ○お問合せ

墨田区役所 住宅課 公営住宅担当  
電話：03-5608-6214（直通）



## ◎ 立ち退き等を受けている方へのご案内

高齢者向け住宅は、空き家が発生次第の入居となるため、当せんした場合でも、約半年から1年程度入居をお待ちいただくことがあります。立ち退き等を受けていて、転居が必要な方は、「墨田区高齢者等住宅あっせん事業」を利用することができます。

### 《墨田区高齢者等住宅あっせん事業》

この事業は、立ち退き等のため住宅に困っている高齢者等の方に対し、区内不動産店の協力のもとで、区が民間賃貸住宅のあっせんを行うものです。

#### ○ 住宅のあっせんを受けられる方（高齢者世帯の場合）

次の全てに当てはまる方

- 1 満65歳以上のひとり暮らしの方又は満65歳以上の方を含む世帯で、全ての世帯員が満60歳以上の方で構成されている世帯の方
- 2 家賃のお支払いができる方
- 3 区内に1年以上お住まいの方
- 4 立ち退き等を受け、お住まいにお困りの方
- 5 日常生活が可能な方（掃除、洗濯、炊事等がひとりでできる方）
- 6 緊急連絡先がある方

#### ○ 申請方法

住宅のあっせんを希望する方は、住宅課（区役所9階）で申請してください。

## ○お問合せ

墨田区役所 住宅課 居住支援担当

電話：03-5608-2816（直通）

